

第 4874 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 12月 12日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 創業記念に支給する商品券

Q：当社は、この度創業10周年を迎えますことから、全社員に一律1万円の商品券を支給しようと思っています。この場合の商品券は、どのように取り扱われますか？

A：給与等として取り扱われます。

【解説】

創業何周年等の区切りを記念して、会社が従業員に対して記念品等を支給することは、一般的に行われているものであることから、この記念品等が、次のいずれにも該当する場合には、課税しなくてよいこととされています。

- ①その支給する記念品が社会通念上記念品としてふさわしいものであり、かつ、そのものの価額（処分見込価額により評価した価額）が1万円以下のものであること
- ②創業記念のように一定期間ごとに到来する記念に際し支給する記念品については、創業後相当な期間（おおむね5年以上の期間）ごとに支給するものであること

ただし、この取扱いを受けるのは記念品に係る経済的利益に限られており、記念品に代えて支給する金銭については、給与等として取り扱われることとなっています。

したがって、商品券の支給は金銭による支給と異なりませんので、課税しない経済的利益には該当せず、給与等として課税されることとなります。

